

様式（第5条関係）

水道料金等のまとめ請求利用申込書

岡山市水道事業管理者 様

まとめ請求事務取扱要綱に同意し、次のとおりまとめ請求を申込みます。

		記入 年月日	年 月 日
申込者	登録区分 (○で囲む)	新規登録 ・ 変更	
	住所	〒 ー	
	フリガナ 氏名 <small>(法人名の場合、代表者まで記入)</small>		
	電話番号	担当者 ()	

使用者	フリガナ	
	氏名 <small>(法人名の場合、代表者まで記入)</small>	

送付先	住所	<input type="checkbox"/> 申込者住所と同じ 〒 ー
	フリガナ	
	氏名 <small>(法人名の場合、代表者まで記入)</small>	<input type="checkbox"/> 申込者氏名と同じ <input type="checkbox"/> 使用者氏名と同じ
	電話番号	担当者 ()

申込件数	申込対象給水場所	適用開始希望年月
登録 件	別紙「給水場所一覧表」のとおり	年 月 から
削除 件		

※事務処理上ご希望にそえない場合があります。

(局使用欄)

集合コード
0

受理日： 年 月 日

課長	課長代理	課長補佐	係長	担当者

料金管理係

給水場所一覧表

（ 枚中 枚目）

以下に記入する「現使用者氏名」を，利用申込書の「使用者氏名」に変更することに同意します。

変更区分	水道番号								現使用者氏名	(局使用欄)
<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除								—		処 理
給水場所										
岡山市 区										

変更区分	水道番号								現使用者氏名	(局使用欄)
<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除								—		処 理
給水場所										
岡山市 区										

変更区分	水道番号								現使用者氏名	(局使用欄)
<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除								—		処 理
給水場所										
岡山市 区										

変更区分	水道番号								現使用者氏名	(局使用欄)
<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除								—		処 理
給水場所										
岡山市 区										

変更区分	水道番号								現使用者氏名	(局使用欄)
<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除								—		処 理
給水場所										
岡山市 区										

○まとめ請求事務取扱要綱

平成27年10月19日

市水道局訓令第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、まとめ請求の要件、手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まとめ請求 同一の利用者（岡山市水道条例（平成9年市条例第72号。以下「条例」という。）第2条第6号の利用者をいう。以下同じ。）による複数の給水装置に係る定期料金の納入通知書について、当該定期料金を調定した月ごとに1枚の納入通知書にまとめて請求することをいう。
- (2) 定期料金 条例第26条第1項の規定による水道メーターの点検に係る水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料をいう。
- (3) 納入通知書 定期料金を調定した後に最初に送付する納入通知書をいう。

(適用の要件)

第3条 この要綱の適用を受けることができる利用者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 納付方法が、条例第22条第2項第1号に規定する納入通知書による納付であること。
- (2) 複数の給水場所において、利用者氏名並びに納入通知書の送付先の住所及び氏名がそれぞれ同一であること。

(納入通知書の取扱い)

第4条 まとめ請求の納入通知書は、給水装置ごとの定期料金の金額その他必要な事項を記載した明細書を同封する。

2 まとめ請求に係る定期料金の納付期日は、岡山市水道条例施行規程（平成10年市水道局管理規程第1号）第12条第1号に定める日とする。

3 まとめ請求に係る領収書の交付部数は、当該請求による納付1件につき1部とし、給

水装置ごとに交付しない。

(申込み)

第5条 まとめ請求の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、水道料金等のまとめ請求利用申込書（様式。以下「申込書」という。）を岡山市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当するときも、同様とする。

(1) 使用者氏名に変更があるとき。

(2) 納入通知書の送付先に変更があるとき。

(3) まとめ請求の対象給水装置を追加又は削除（水道の使用をやめる場合は除く。）するとき。

3 申込者は、まとめ請求の取扱いを取りやめるときは、管理者に届け出るものとする。

(審査及び承認)

第6条 管理者は、前条第1項の申込みがあったときは、第3条に規定する要件に適合するか審査し、適合すると認めたときは、申込書を受理した日から2週間以内に当該申込みを承認するものとする。

2 管理者は、前項の承認を行った場合は、申込者に通知する。なお、当該通知は、納入通知書及び明細書をもって代えるものとする。

(適用の時期)

第7条 まとめ請求は、管理者が承認した日以後最初に調定する定期料金から適用する。変更及び取りやめについても、同様とする。

(承認の取消し)

第8条 管理者は、まとめ請求の適用を受けた使用者が、定期料金を納付期日までに納付しないとき又は第3条の要件を満たさなくなると認めるときは、第6条の承認を取り消すことができる。

附 則

この訓令は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（令和元年市水道局訓令第1号）

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前のそれぞれの訓令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後のそれぞれの訓令で定める様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年市水道局訓令第1号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年市水道局訓令第2号）

この訓令は、令和6年2月1日から施行する